

新たな総合5か年計画の策定と関連する審議会や会議の状況（主なもの）

番号	審議会等の名称	計画名	次期計画の始期	審議状況
1	第5期介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定懇話会	高齢者プラン	H24	・次期計画の素案について議論（12/20）
2	長野県障害者施策推進協議会	障害者プラン	H24	・次期計画の基本方針、構成及び重点施策について議論（11/14）
3	中小企業振興審議会	産業振興戦略プラン	H24	・次期計画案について議論（部会：1/18）
4	学ぶちから・学校力専門委員会	教育振興基本計画	H25	・次期計画の重点分野である「学ぶちから・学校力」について課題と方向性について議論（1/5）
5	信州経済戦略会議	—	-	・H23年度2回開催（6/21、10/3）
6	行政・財政改革推進本部	長野県行政・財政改革方針	H24	・「長野県行政・財政改革方針」（仮称）骨子案公表、意見募集を実施（10/28～12/9）

# 第5期長野県高齢者プラン(素案)の概要について

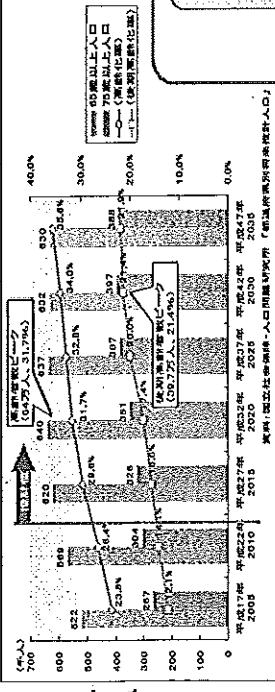
計画の期間:平成24~26年度 介護支援室

## プランの性格

保険者である市町村・広域連合と協力・連携を図りながら、取り組むべき高齢者福祉施策についての基本的方向性、介護サービス基盤等の目標を定めた計画。(規程法第118条及び老人福祉法第20条の9)

## 長野県の高齢化の現状

- 全国有数の健康長寿県
  - ・平均寿命が男性は全国第1位(79.84歳)、女性は第5位(86.48歳)と高く、また一人あたり老人医療費が全国45位(長野県745,111円、全国882,118円)と低い等、全国有数の健康長寿県。
- 少子高齢化の一層の進展
  - ・県内総人口が減少する中、高齢人口のみは増加し、支援を必要とする一人暮らし高齢者や要介護者、認知症高齢者も一段と増加。
- 高齢者数のピークは平成32年(64万人)、後期高齢者数のピークは平成42年(39.7万人)

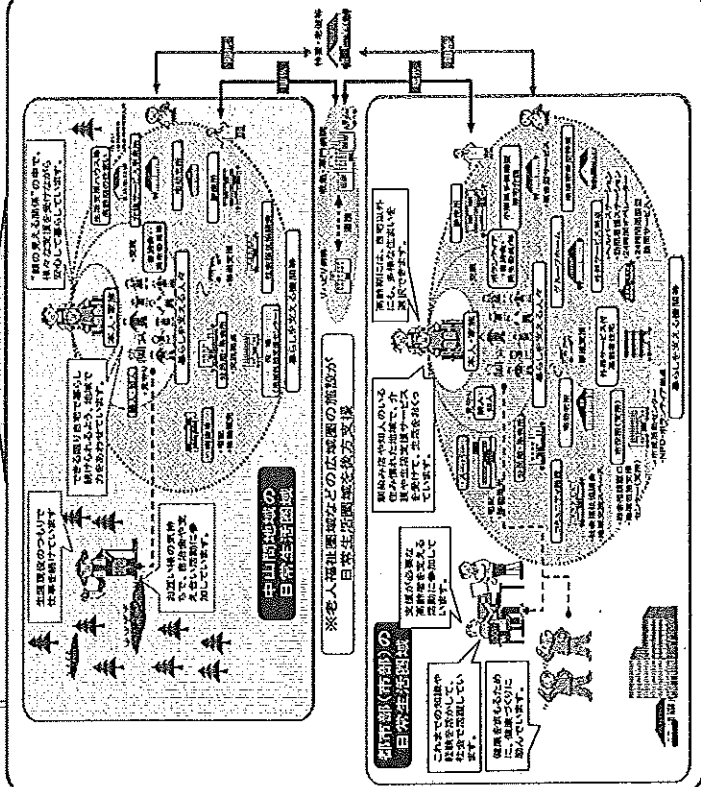


## 2020年の長野県の目指すべき姿

- 目標年次は、団塊の世代が65歳を超え、高齢人口がピークの年。
- 2020年には、長野県が育んできた高齢者の「就業率の高さ」、「地域活動の活発さ」などを継承しながら、高齢者を迎え、いきいきと活動し、健康長寿の喜びを突感できる社会で暮らせる社会が実現しています。
- 元氣な高齢者の姿
  - 仕事を通じて社会に貢献しながら、知識や経験を活かして、地域の自治会やボランティア、支援を必要とする高齢者を支える活動などにも積極的に参加しています。
- 介護を必要とする高齢者の姿
  - 家族や知人のいる住み慣れた自宅や地域で、医療や介護、生活支援サービス等を利用しながら、安心安全な生活を送っています。

## 取り組むべき主な課題

- 生涯現役を目指す、健康づくりと社会参加の促進
  - 高齢期を迎えても、自ら健康づくりにより日常的に取り組むとともに、社会の重要な一員として、経験や知識を生かし、生きがいをもって積極的に社会参加できるように促進。
- 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる社会づくり
  - 住み慣れた地域で暮らしたいという高齢者の願いを実現できるように、身近な介護保険サービスやNPO等と行政の協働による支え合い活動等により、地域全体で高齢者を支える社会を構築。
- 認知症高齢者ケアの推進
  - 認知症になっても安心して暮らせるよう、身近な地域の中に、相談できる医療機関や相談窓口、認知症ケア拠点などの整備を推進。
- 良質な介護人材の確保・養成
  - 増大する介護ニーズを支える人材の確保等は重要な課題。介護の職場で誇りとやりがいを持って働けるよう、介護従事者の処遇向上やキャリアアップの仕組みづくり等を促進。
- 特養の入所希望者に対応した基盤整備
  - 8,400名強の方が特養への入所待ちをされており、平均待機期間も約17カ月のため、計画的な施設整備と、重畳化しても自宅でも暮らせるような地域包括ケアの構築を推進。



## 基本目標

いきいきと活動し、健康長寿の喜びを突感できる社会づくり  
誰もが自分らしく安心して、住み慣れた地域で暮らせる社会づくり

## 重点取組の組み

1. 地域包括ケアの総合的推進
2. 認知症対策の総合的推進
3. 施設サービス基盤の整備
4. 介護人材の確保・養成
5. 地域で支え合う仕組みづくり

## 施策の方向性

1. 高齢者がいきいきと活動的に生活できる社会づくり
  - 高齢者が元気で活動的な生活を送れるよう、効果的な健康づくり・介護予防や、いきいきが活動・就労・社会参加の推進などに取り組んでいきます。
  - 健康づくり
  - 高齢者の積極的な社会参加の促進
2. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の整備
  - 医療や介護が必要ない状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した地域包括ケア体制の構築などに取り組んでいきます。
  - 在宅生活を支援するサービスの充実
  - 医療と介護の連携・協働の強化
3. 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出
  - 在宅での生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームなどの施設や、居住系サービスの基盤整備などに取り組んでいきます。
  - 特別養護老人ホーム等の施設の整備
  - 高齢者の多様な住まい方への支援
4. ともに支え合う安心・安全なまちづくりの推進
  - 近隣住民やボランティア、NPO、社会福祉協議会などによる地域の支え合い活動や、適切な介護サービスが受けられるような人材の確保・養成、大規模災害時における避難体制の整備などに取り組んでいきます。
  - 地域で支え合う仕組みづくり
  - 介護人材の確保・養成
5. 介護保険制度の適切な運営
  - 高齢者が安心して質の高い介護サービスを選択・利用できるよう、介護サービス事業者への指導や介護サービス情報公表などに取り組んでいきます。
  - 事業者に対する指導・支援
  - 事業者情報の提供とサービス評価の実施

## 基盤となる施策

# 1 地域包括ケアの総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活を継続できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携しながら包括的な支援を確保できる「地域包括ケア体制」を、日常生活圏域ごとに構築する。

## 介護予防・重度化予防の推進

- 市町村が行う介護予防事業（運動、栄養、口腔関係、うつ、閉じこもり対策等）への支援
- 自立支援型の介護を推進するための研修や事例検討会等による、地域包括支援センター職員への資質向上

## 在宅生活を継続できるための支援

- 地域包括ケア体制の構築に取り組み市町村等への支援
- ショートステイや小規模多機能型居宅介護支援事業所など、在宅生活を継続するための基盤整備の促進

## 目指すべき姿と達成目標

- 予防等により、できるだけ要介護高齢者が増えないようにする。要介護認定率の全国順位 現状 (H23) 16位 (16.9%) → 目標 (H26) 10位以内
- 【その他主な目標値】
- ◆ 介護予防事業参加者数 現状 (H23) 7,579人 → 目標 (H26) 30,000人
- ◆ ショートステイ利用者数 現状 (H23) → 目標 (H26)

# 3 施設サービス基盤の整備

中長期的視野に立った計画的な施設整備とともに、地域包括ケア体制の構築などにより、特養入所希望者の縮減と特養期間の短縮に取り組む。

## 特別養護老人ホームの計画的な整備

- 特養入所までの特養期間短縮に向けた計画的な整備
- 震災や土砂災害に対応できる安心・安全な施設整備の促進

## 地域密着型施設整備の促進

- 日常生活圏域における小規模な特別養護老人ホームの計画的な整備の支援

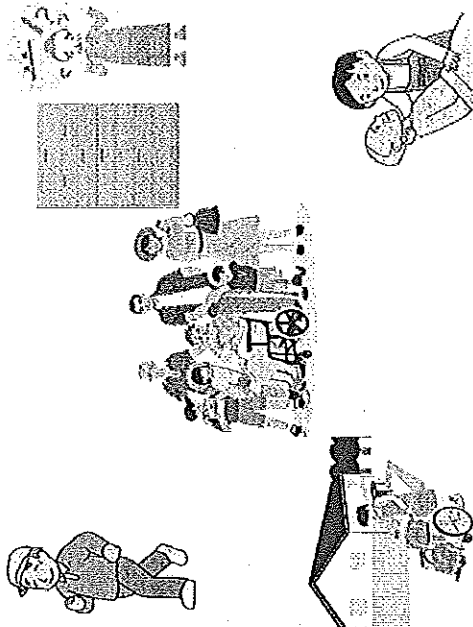
## 目指すべき姿と達成目標

- 重度の特養入所希望者について、入所までの特養期間を1年以内 (H26) に短縮する。特別養護老人ホームの入所定員数 現状 (H23) 10,985床 → 目標 (H26) 12,274床
- 【その他主な目標値】
- ◆ 特養における地域密着型施設の占める割合 現状 (H23) 5% → 目標 (H26) 10.6% (第5期分 58.5%)
- ◆ 特養定員数におけるユニット型の割合 現状 (H23) 24.9% → 目標 (H26) 36.0% (第5期分 87.6%)

# 第5期長野県高齢者プラン（素案）

（平成24年度～平成26年度）

## 重点的な取組と達成目標



# 4 介護人材の確保・養成

高齢化の進展に伴い、増大する介護ニーズに対応するため、高齢者個々の希望と状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供できる介護人材の養成・確保・資質向上に取り組む。

## 介護人材の確保

- 求職者と事業所の個別面談会等によるマッチング支援
- 福祉の職場体験等による福祉の仕事の理解促進
- 介護職員等の処遇改善の促進
- 介護人材の養成
- 新任から管理者までの生涯研修体系に基づいた研修を実施し、介護職員等のキャリア形成を支援
- 研修実施期間共同ホームページの開設や併修代替職員の確保等による研修受納の促進

## 目指すべき姿と達成目標

- 介護従事者不足を軽減する。介護従事者が不足しているところとする事業所の割合 現状 (H23) 35.5% → 目標 (H26) 現状よりも改善
- 介護職員の処遇改善に取り組む事業所を増加させる。H24に創設される加算制度により介護職員の給与を改善する事業所の割合 現状 (H23) 0% → 目標 (H26) 90.0%

# 2 認知症対策の総合的な推進

認知症の人や家族が安心して地域で暮らせるよう、早期発見・早期診断、適切な対応のための体制づくりや、認知症ケア拠点の整備など、認知症対策を進める。

## 早期発見と適切な対応

- かかりつけ医への研修を実施し、認知症に対する正しい知識等を習得した認知症相談医を養成。また、相談医への助言や、専門医療機関との連携の推進を図る認知症サポート医を養成。
- 認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターの計画的な整備

## 認知症高齢者と家族に対する支援

- 認知症コールセンターにおける認知症高齢者やその家族の様々な相談への対応
- 住み慣れた地域で認知症ケアが受けられる認知症高齢者グループホームやデイサービス等の計画的な整備

## 目指すべき姿と達成目標

- 県内全域を網羅できるように、認知症疾患医療センターを設置する。認知症疾患医療センター設置数 現状 (H23) 3箇所 → 目標 (H26) 4箇所
- 【その他主な目標値】
- ◆ 認知症サポートグループホーム設置数 現状 (H23) 41人 → 目標 (H26) 65人
- ◆ 認知症高齢者グループホーム入所定員数 現状 (H23) 2,720床 → 目標 (H26) 3,259床

# 5 地域で支え合う仕組みづくり

一人暮らし等により、買い物や通院などの日常生活の高齢者が困難となる高齢者の増加が見込まれるため、地域の支え合い活動といった「互助」の取り組みを広げる。

## 地域で支え合う仕組みづくり

- NPOや社協等と行政が協働して取り組む、サロンなど高齢者の居場所づくりや、配食、通院、見守りなどの生活支援サービスの立上げ支援
- 災害時住民支え合いマップの整備支援
- 移動手段を持たず日常的な買物に支障を来たしている高齢買物弱者を支援する事業モデルの構築

## きめ細かな個別支援

- 民生委員による相談・見守り活動の実施
- 高齢者の話を聴く傾聴ボランティアの組織化による活動支援

## 目指すべき姿と達成目標

- 全ての市町村における生活支援サービスの実施。配食、通院、見守り等の生活支援サービス実施数 現状 (H23) 64市町村 → 目標 (H26) 77市町村
- 【その他主な目標値】
- ◆ 福祉避難所指定数 現状 (H23) 39市町村 → 目標 (H26) 77市町村
- ◆ 災害時支え合いマップ設置数 現状 (H23) 54市町村 → 目標 (H26) 77市町村
- ◆ 緊急宿泊事業実施数 現状 (H23) 30市町村 → 目標 (H26) 40市町村

# 長野県障害者プラン2012(案)について

障害者支援課

## 1. 計画の概要

- ◆ 計画策定の趣旨
  - ◆ 障害者福祉を取り巻く環境の動向や、障害者ニーズに的確に対応し、障害者施策の一層の充実を図るため、新たな計画を策定するもの。
- ◆ 計画の位置づけ
  - ◆ 障害者基本法に基づく県障害者計画
  - ◆ 障害者自立支援法に基づく県障害福祉計画
- ◆ 計画期間
  - ◆ 平成24年度～平成29年度 6年間 (障害福祉計画は平成24年度～平成26年度)

## 2. 障害者を取り巻く現状と課題

- (1) 障害者の動向  
 平成23年3月末現在で、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者95,530人、知的障害者15,204人、精神障害者12,504人、計123,238人と、最近の4年間で8,979人増加している。人口比でも4年前に比べて0.5ポイント増加し、県民の17人に1人が何らかの障害者手帳を所持している計算になる。  
 障害の種類別では、特に精神障害が25.2%増と特に伸びが大きくなっている。  
 また、発達障害や高次脳機能障害など新たに障害として認知されるものもあり、障害者の範囲も拡大している。
- (2) 障害者施策を取り巻く環境の変化  
 ◆ 地域生活移行の定着  
 > 西駒郷をはじめとする障害者施設から地域生活への移行が確実に進む一方、自立生活を支える人的、制度的基盤の強化や、より有効性のある就業支援策が求められている。  
 ◆ 国の障害者制度改革の進展  
 > 障害者権利条約批准に向け、障害者総合福祉法(仮称)制定の検討が進み、制定までのつなぎ法として障害者自立支援法が一部改正された。また、障害者差別禁止法も検討中。  
 ◆ 障害者基本法の一部改正  
 > 障害者制度改革の一環として平成23年8月に一部改正法が公布、施行。  
 (主な内容)
  - ◆ 法律の目的として「共生社会の実現」を規定
  - ◆ 障害者の定義の見直し(医学モデルから社会モデルへ)など全面改定
- (3) 県障害者施策推進協議会、障害者団体等からの意見  
 ◆ 障害者が生きがいや達成感を得られるよう、新しい雇用の創出を含めた就業支援の強化が重要  
 ◆ 地域での生活を支える相談支援体制の強化が必要  
 ◆ 核家族化が進んでいる中で、障害児(者)を支える家族への支援策を考へるべき  
 ◆ 障害者の地域生活移行を進める上で、福祉人材の確保・養成が不可欠  
 ◆ 障害者及び障害者に対する理解を深め、障害者の人権保障についても有効性ある手段を

## 3. プランが目指すもの

### ◆ 基本理念

「障害者基本法」第1条に「障害者に対する理解を深め、障害者の権利を保障し、障害者の生活の向上を図る」とある。また、「障害者基本法」第2条に「障害者に対する理解を深め、障害者の権利を保障し、障害者の生活の向上を図る」とある。この理念のもと、互いに互いの個性を尊重し合うことで、一人ひとりが地域社会の一員として「暮らしと働き」を営むことができる。共に生きる「長野づくり」を目指す。

### ◆ 基本的視点

- ① どの地域でも自立生活に必要な障害福祉サービスを受けられる体制の充実
- ② 県民の理解を深めるとともに、権利擁護への取組などで安心して暮らせる生活基盤の確保
- ③ 様々な障壁を取り除き安全で暮らしやすい生活の確保と、誰にとっても暮らしやすいまちづくり
- ④ 障害の内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境の整備

## 4. 重点的な取組(特三カ所を入れるもの)

※詳細は別紙のとおり

- ◎ 共生社会の実現の基本となる障害への理解促進と権利擁護の強化  
 【条例の制定を含め、障害者差別を無くす仕組みを構築】

- ◎ 誰もが居場所と出番を見出せるよう、障害特性や能力に応じた就業機会の保障  
 【障害者雇用率】1.82%(H23) ⇒ 2.10%(H29) 全国トップレベルへ

- ◎ 地域で自分らしく暮らしたいという当たり前の願いをかなえるため、暮らしの場や相談体制を整備  
 【地域移行者数】1,180人(H18-28の累計) 移行率全国トップレベルの維持

- ◎ 万一の災害時にも確実な対応が準備された福祉のまちづくり  
 【福祉避難所の指定】39市町村(H23) ⇒ 全市町村(H29)へ

- ◎ 重度障害者や発達障害者等及びその家族に対するシームレスな支援の提供  
 【施設外の発達障害者支援センター】6市町村(H22) ⇒ 全市町村(H29)へ

## 6. 計画の推進体制

- ◆ 市町村との連携【地域における課題の把握】 ◆ 障害者団体との意見交換【ニーズに即した施策の推進】
- ◆ 県障害者施策推進協議会、県自立支援協議会の活用【施策推進の調査研究】
- ◆ 県民との協働【県民参加による地域福祉社会づくり】 ◆ 計画の進捗状況の点検及び評価

## 5. 施策体系(総合的に進めるもの)

### I 地域生活の支援

- 1 地域生活移行の支援
- 2 生活安定に向けた支援(所得制限制度等の支援)
- 3 相談支援体制の充実
- 4 福祉人材の養成・確保

### II 社会参加の促進

- 1 就業支援の推進
- 2 移動、情報コミュニケーション支援の充実
- 3 スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動の振興

### III 権利擁護の推進

- 1 障害に対する理解の促進
- 2 権利擁護、虐待防止の推進
- 3 地域における福祉活動の推進

### IV 安全で暮らしやすい地域づくり

- 1 安全な暮らしの確保
- 2 誰もが暮らしやすいまちづくり

### V 切れ目のないサービス基盤の充実

- 1 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実
- 2 重度障害・多様な障害に対する支援
- 3 教育・療育体制の充実

### 1 障害人の理解と権利擁護の推進

県民一人ひとりが障害や障害のある方への理解を深め、地域生活の様々な場面で交流を重んじることにより、互いに権利を尊重し、障害を理由とした不利益な扱いを受けない社会へ

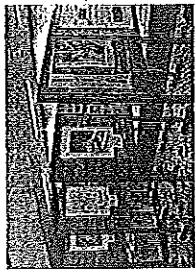
#### 障害人の理解

- ▶ 啓発・広報の実践
- ▶ 地域との交流を通じた相互理解の促進（特別支援学校と地域との交流及び共同学習の推進など）

#### 権利擁護の推進

- ▶ 障害者虐待防止対策の推進
- ▶ 障害を理由とした差別の防止や権利擁護する仕組みづくり
- ▶ 成年後見制度の利用促進

- 障害を理由とした差別の防止や権利擁護  
⇒（条例の制定を含め、障害者差別を無くす仕組みを構築）  
⇒ 虐待を受けた障害者や家族への必要な援助  
⇒ 【県障害者虐待防止センター（仮称）の設置】  
⇒ 成年後見や権利擁護の相談体制整備（成年後見支援センターの設置）  
（現行法（23.4）3か所 ⇒ 目標（H29）10か所）【全県域に設置】



### 3 地域生活の充実

住み慣れた地域での暮らしの場の確保や、相談支援体制の充実を図るとともに、専門性の高い福祉人材の確保・定着へ。

#### 地域生活支援

- ▶ サービス提供体制の整備
- ▶ 計画相談・障害者相談の充実
- ▶ 地域移行・地域定住支援の強化
- ▶ 教育相談・研修に際した特別支援  
教育の支援体制の整備

#### 福祉人材の確保

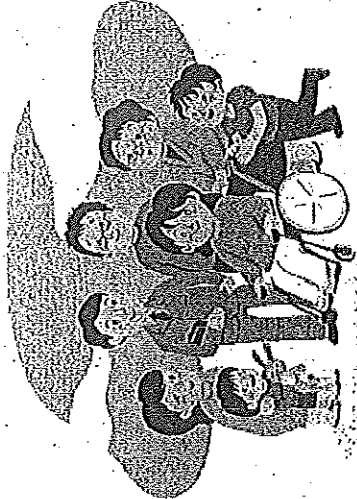
- ▶ 福祉人材の養成と資質向上の取組
- 施設入所者の地域生活への移行  
⇒ 目標（H18～26の累計）1,180人移行（移行率全国トップレベルの維持）  
クルー・ホーム・ケアホーム・定員数  
現状（H21）2,029人 ⇒ 目標（H26）3,058人（50%程度の増加）  
暮らしを支える相談支援体制の整備（サービス等利用計画作成）  
現状（H21）128人 ⇒ 目標（H24～26）12,000人  
【障害者福祉サービス利用者全員へ】



### 長野県障害者プラン2012(案)

〔平成24年度～平成29年度〕

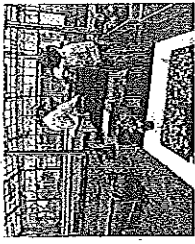
#### 重点的な取組と主な達成目標



#### 雇用・就労支援

- ▶ 差別化を含めた障害者雇用促進のあり方検討
- ▶ 工賃アップに向けた事業所・建設業の推進
- ▶ 農産物産出で障害者就業の推進
- ▶ 特別支援学校におけるキャリア教育（職業体験）の充実

- 障害者雇用率  
現状（H23.6）1.82% ⇒ 目標（H29）2.10%（全国トップレベルへ）
- 障害者雇用率達成（民間企業）  
現状（H23.6）57.0% ⇒ 目標（H29）70.0%（全国トップレベルへ）
- 障害者雇用率達成（公的機関）107機関  
現状（H23.6）87.9% ⇒ 目標（H29）100%（全機関で達成へ）
- 月額平均工賃額  
現状（H21）12,280円 ⇒ 目標（H29）22,000円  
【障害年金を加えて自立した生活を送るために必要な額へ】



### 5 重度障害や多様な障害に対する支援

医療ケアをはじめ日常生活に多くの支援が必要な障害の重い方や、支援に新たな視点が必要な発達障害や高次脳機能障害などの方に対して、福祉医療、教育等の分野やライフステージで遅れのない支援体制の構築を。

#### 重度障害者への支援

- ▶ 重度障害者等の療育・生活支援
- ▶ 医療的ケアを必要とする特別支援学校  
生徒に対する支援の充実
- ▶ 発達障害者支援の充実
- ▶ 高次脳機能障害者支援体制の強化



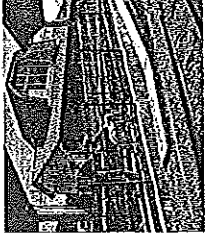
- 重症心身障害児（者）を受け入れられる医療型短期入所事業所の整備  
現状（H23.5）11か所 ⇒ 目標（H29）20か所（各圏域1か所以上）
- 重症心身障害児（者）を対象とする通所施設の整備  
現状（H22）11か所 ⇒ 目標（H29）20か所（各圏域1か所以上）
- 発達障害等の早期発見支援（1.5歳～3歳児検診時発達障害項目導入）  
現状（H22）6市町村 ⇒ 目標（H29）77市町村【全市町村で実施】
- 発達障害者支援（個別支援ネットワーク活用市町村数）  
現状（H22）14% ⇒ 目標（H29）【少なくとも半数の市町村で実施】

### 4 人にやさしい福祉のまちづくり

情報保障などの合理的配慮により、社会的障壁のない社会へ。  
東日本大震災や長野県北信地域で明らかになった課題等を踏まえ、より実践的な体制づくりへ。

#### 社会的障壁のない社会

- ▶ 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- 実践的な防災体制づくり
- ▶ 避難支援計画策定の推進
- ▶ 「災害時住民さえい合ハマップ」策定の推進
- ▶ 福祉避難所の指定の推進



- 誰もが暮らしやすいまちづくり ⇒ 「福祉のまちづくり条例」の見直し  
検討項目 ⇒ パーキング・バースミット制度の導入  
多目的トイレの設置（大人用ベッド、オストメイト）
- 要介護者避難支援計画の策定  
現状（H22）57市町村 ⇒ 目標（H29）77市町村【全市町村で策定】
- 災害時避難者を守る防災課（土砂災害特別警戒区域域内施設対策）  
現状（H22）6施設 ⇒ 目標（H27）34施設【全施設で着手】
- 大規模災害時に必要となる福祉避難所の指定  
現状（H23）39市町村 ⇒ 目標（H29）77市町村【全市町村で指定】
- 視覚障害者用付加設備等号数確保計画（累計）  
現状（H22）143か所 ⇒ 目標（H29）230か所【60%程度の増加】

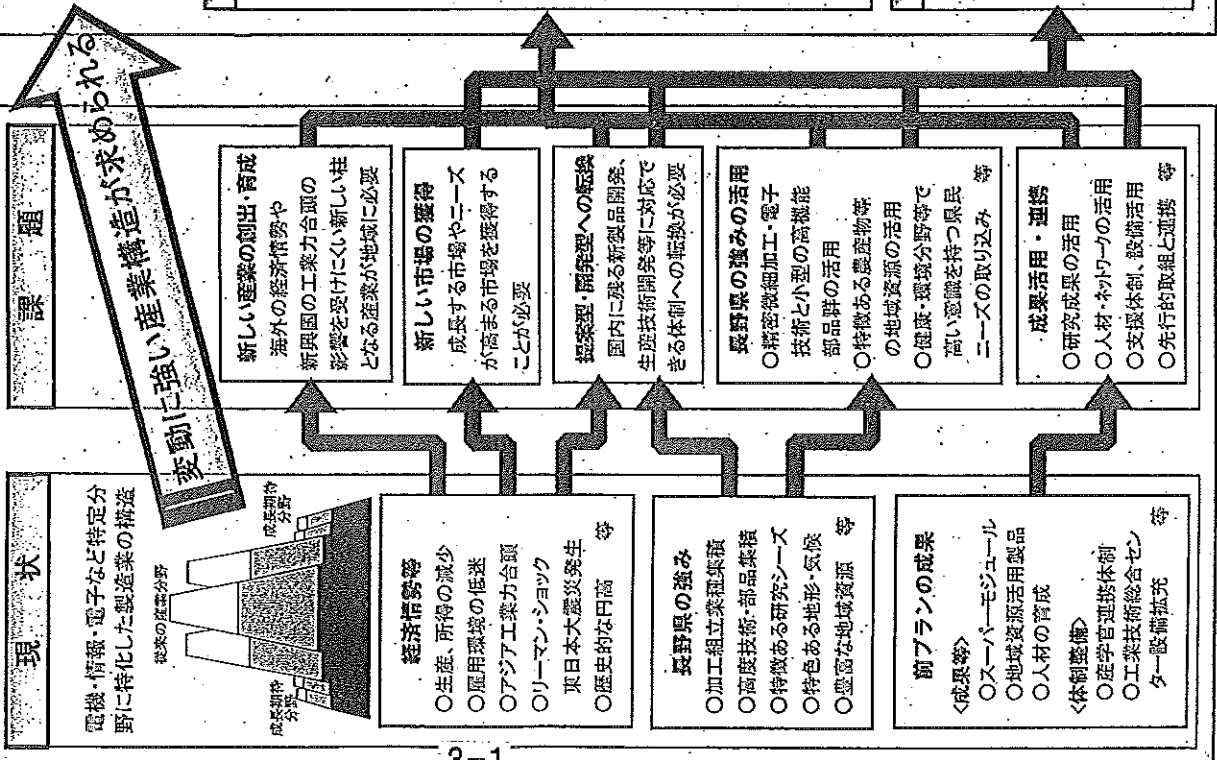


# 長野県ものづくり産業振興戦略プラン（案）

（仮称）

計画期間：平成24年度～平成28年度

## 現状と課題



## 目指すべき方向

### 未来を拓く次世代産業の創出

新たな柱となる産業の創出により安定した八ヶ岳型の構造に転換

製造品出荷額等(平成22年) 5,595億円  
7兆円への到達

有効求人倍率(平成22年11月) 0.76倍  
1.0倍への到達

工場立地件数(平成22年) 30件/年  
200件(累計)の達成※  
※地域面積1,000㎡以上  
※県内企業のみでの工場立地を含む

### 成長が期待される3つの産業分野

- 健康・医療分野**
  - 【主なターゲット】
    - ◆現場が使いやすい、患者等の負担が少ない小型・高機能の医療・介護機器
    - ◆地域の農産物を使った機能性食品
- 環境・エネルギー分野**
  - 【主なターゲット】
    - ◆エネルギーの使用を大幅に減らす画期的な機械装置・部品
- 次世代交通分野**
  - 【主なターゲット】
    - ◆電気自動車、小・中型航空機等の次世代交通分野の燃費向上等を実現する軽量・小型の基幹部品

### 拡大する有望な市場

- アジア新興国市場**
  - 【主なターゲット】
    - ◆新興国で急激に増加する中間層・富裕層
    - ◆新興国等の完成品メーカー
- 先進国の有望市場**
  - 【主なターゲット】
    - ◆高齢化が進む先進諸国の高齢者向け市場

## 基本戦略と重点プロジェクト

### 成長産業集積戦略

#### 成長期待分野への集中的な展開

#### ベンチャー等重層的な企業群の形成

**重点プロジェクト**

- 世界レベルの産学官連携による成長期待分野のリーディング産業の育成(テクノ財団に専門機関設置)
- 成長期待分野への展開を支える下請・受注加工型企業の研究開発力の強化(工業技術総合センターの支援体制整備)
- 成長産業のサービス分野等の創業サポートの強化(中小企業振興センターの機能強化)等

### 次世代産業誘致戦略

#### 成長期待分野の企業誘致を重点的に促進

**重点プロジェクト**

- 長野県の魅力を活かした産業誘致、県内企業の成長期待分野への再投資促進(助成制度拡充)等

### 人材育成・確保戦略

#### 成長期待分野への展開を担う有能な人材を供給

**重点プロジェクト**

- 開発・事業化を担う高度技能・技術人材の育成(工科短期大学校等の充実・見直し)
- 女性等の有能な潜在労働力の活用強化、高度専門人材獲得(再就職、U・ターン機能の強化)等

### 有望市場開拓戦略

#### 成長期待分野の市場への積極的参入・新興国市場への展開

**重点プロジェクト**

- 成長分野・新興国のニーズ情報の収集・提案機会の拡大(駐在員配置、キャラバン隊派遣)等

# 長野県の目指す次世代産業のイメージ(案)

ものづくり産業振興戦略プラン(仮称)  
～ 未来を拓く次世代産業の創出 ～

目指す理由	主なターゲット	展開のイメージ	県内開発事例
<p><b>成長性 (国内生産額の予測)</b> 医療・介護・健康・子育てサービス市場 約30.5兆円 (H32年予測) ※1 H19年比 約12.9兆円増</p> <p><b>県内製造業の進出希望</b> 医療機器・健康福祉機器・健康食品・飲料分野 47.5% (合計値) ※2</p> <p><b>長野県の強み・優位性</b> ◆高機能部品・高度加工技術を持つ企業が 集積 ◆水、農産物、農産加工品などの地域資源が 豊富 ◆県民の健康に対する意識が高く、先進的な 取組も行われており、現場や患者からの 新たな開発ニーズを取り込みやすい</p>	<p>◆ 患者の負担を軽減する小型治療機器の開発・付帯サービス</p> <p>◆ 医療・介護現場が使いやすい小型機器の開発と付帯サービス</p> <p>◆ 特徴のある地域資源を使った新しい機能性食品の開発と付帯サービス</p>	<p>携帯型の治療機器を開発 患者の負担の少ない小型・高機能の医療機器を開発・提案</p> <p>入前による治療</p> <p>機器のモバイル化</p> <p>長野県の強みを生かす 加工工程 省エネ 医療機器 介護機器 健康食品</p> <p>患者の行動範囲が拡大</p> <p>新たな機能性食品を開発 地域資源を生かした健康機能を高める機能性食品を開発・提案</p> <p>加工食品を量産</p> <p>機能性の分析・付加</p> <p>長野県の強みを生かす 加工工程 省エネ 医療機器 介護機器 健康食品</p> <p>機能性食品を開発・健康な生活を提案</p> <p>健康を増進</p> <p>食生活の多様化</p>	<p>精密加工・組立技術を生かして、コンパクトな補助人工心臓を開発。心臓疾患患者の社会復帰を支援。 推進型補助人工心臓開発・事業化 ▲ (柳井メデカール技術研究所)</p> <p>長野県の特産品である「すんぎ」由来の植物性乳酸菌を活用したヨーグルトを開発 植物性乳酸菌ヨーグルトの開発 ▲ (㈱エイチアイエフ)</p> <p>切削加工、研削加工、放電加工などが出来る多機能の卓上型生産機械を開発 卓上型生産機械の開発・事業化 ▲ (DTF研究会(事務局:ラック財団) 製造:高島産業株)</p> <p>太陽光を集めエネルギーを作る装置を開発した企業が、県内で実証実験を開始</p>
<p><b>成長性 (国内生産額の予測)</b> 環境・材料・課題解決産業 (次世代自動車等) 約30.6兆円 (H32年予測) ※1 H19年比 約23.7兆円増</p> <p><b>県内製造業の進出希望</b> 環境・エネルギー分野 39.0% ※2</p> <p><b>長野県の強み・優位性</b> ◆省エネ化技術を持つ企業の集積 ◆水力、太陽光等の自然エネルギーが豊富</p>	<p>◆ エネルギーの使用を大幅に減らす画期的な機械装置・部品の開発、環境負荷低減に向けた付帯サービス</p> <p>◆ 太陽光や小水力など自然エネルギーを活用した製品の開発及びメンテナンス等の付帯サービス</p>	<p>省エネ工場の実現 卓上型工作機械の開発・販売により、工場の省エネルギー化を提案</p> <p>多機能工作機械 (マシニングセンタ)</p> <p>卓上型工作機械の開発・販売</p> <p>消費電力を1/10に節減</p> <p>小型化・低消費電力化</p> <p>長野県の強みを生かす 加工工程 省エネ 医療機器 介護機器 健康食品</p> <p>応用</p> <p>省エネ工場</p>	<p>電気自動車、研削加工、放電加工などが出来る多機能の卓上型生産機械を開発 卓上型生産機械の開発・事業化 ▲ (DTF研究会(事務局:ラック財団) 製造:高島産業株)</p> <p>太陽光を集めエネルギーを作る装置を開発した企業が、県内で実証実験を開始</p> <p>電気自動車のタイヤホイールに内蔵できる小型モーターを用減速を開発。 次世代電気自動車向け減速装置の開発 ▲ (湘サイベックコーポレーション)</p> <p>航空機や次世代自動車に使用される炭素繊維強化プラスチックの成形装置を開発 CFRP成形用オーンドレープの開発 ▲ (㈱羽生田鉄工所)</p>
<p><b>成長性 (国内生産額の予測)</b> 次世代自動車含む 環境・材料・課題解決産業 ※1 約30.6兆円 (H32年予測) ※1 H19年比 約23.7兆円増</p> <p><b>航空機</b> 約2.0兆円 (H32年予測) ※1 H19年比 約0.8兆円増</p> <p><b>県内製造業の進出希望</b> 自動車(環境対応車等)、航空・宇宙機器分野 32.0% (合計値) ※2</p> <p><b>長野県の強み・優位性</b> ◆小型化技術、電子化技術を持つ企業集積 ◆自動車、航空機等の研究開発拠点が近い</p>	<p>◆ 電気自動車、小型航空機等の次世代交通分野の走行・飛行距離の向上等を実現する基幹部品や加工装置の開発、保守等の付帯サービス</p>	<p>電気自動車・小型航空機に供給 走行・飛行距離を向上させる基幹部品を開発・販売</p> <p>自動車部品等製造</p> <p>基幹部品を開発</p> <p>新製品の電気化・電装化</p> <p>長野県の強みを生かす 加工工程 省エネ 医療機器 介護機器 健康食品</p> <p>応用</p> <p>電気自動車</p> <p>小型航空機</p> <p>走行・飛行距離が2倍にUP</p>	<p>電気自動車のタイヤホイールに内蔵できる小型モーターを用減速を開発。 次世代電気自動車向け減速装置の開発 ▲ (湘サイベックコーポレーション)</p> <p>航空機や次世代自動車に使用される炭素繊維強化プラスチックの成形装置を開発 CFRP成形用オーンドレープの開発 ▲ (㈱羽生田鉄工所)</p>

※1 資料:平成29年度長野県工業技術動向調査(長野県県工務局) ※2 資料:平成29年度長野県工業技術動向調査(長野県県工務局)

学ぶちから・学校力専門委員会における主な意見

教育総務課

（第1回：6月19日 第2回：8月30日）

論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
<b>確かな学力関係</b>		
①確かな学力を身につけさせる義務教育政策の方向性【目標、評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達につけたい力(学力)の中身について吟味が必要。</li> <li>本県の伝統である体験的な活動や学校行事が育む教育の成果を目に見える形で示せるか。</li> <li>ねらいや目標を立てる前提としての現状認識ができていないか疑問。課題認識に基づいた体験的な学習の重視でなければ、やっただけで終わる。</li> <li>学力では自治体間の差よりも学校格差が大きい。家庭環境や生徒の意識が学校によって大きく違う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーテスト以外で測られる学力、学力の枠を超えた教育の成果に関する指標を示す。</li> <li>学校の現状を客観的に把握した上で課題意識を持ち目標設定する。</li> <li>目標で教育実践を管理するとともに目標そのものを管理・検討する視点を生かすべき。</li> <li>達成状況の見とどけ、授業評価のチェックをしっかりとすることが重要。</li> <li>学校単位で方針、教育ミニマムを示すことも一案。</li> </ul>
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組【学力テスト】	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国学力テストは、結果を授業改善にどう活かすかが本来の役割だが、誤解があるかもしれない。</li> <li>中学の教師は全国学力テストに冷ややかな反応。高校入試に全国学テに準じた問題が出ないため。入試という最終的な評価と日々の授業で期待されている評価がずれている。</li> </ul>	
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組【家庭学習】	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者は学校に家庭学習、宿題による学力保証を期待しているのでは。</li> <li>生徒への指導だけでは家庭学習の方法が生徒にきちんと伝わっていない可能性がある。</li> <li>中学では教科学習でつまづいている箇所が、教科担任から保護者に伝わらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師が家庭学習のコーチ的な役割を持つ。学校が家庭学習を保証する。</li> <li>学校と家庭が協力して家庭学習の時間を確保し学力を定着させる。</li> <li>子ども、家庭、教師のコミュニケーションツールとしての家庭ノートの活用。</li> </ul>
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組【授業像、指導法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>学力格差の対応として、習熟度別に「分ける」ことと、学力格差を資源として「混ぜる」指導の二つの原理をどのように取り込むか。</li> <li>長野県全体としてどのような授業像を持っているのか。</li> <li>学校段階が上がるほど、やり方を教えて練習する授業スタイルが多くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の少人数学級は教師の目が児童に届くので効果的。</li> <li>高校教師が小中の授業を参観して義務教育の指導を把握すべき。</li> </ul>



論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かな学力を付けるために幼児教育段階が重要。本県は保育所が多数で教育的な配慮が少ないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの職業観、親の勤労への感謝の気持ちが醸成される職場体験学習を充実する。</li> </ul>
⑨高等学校における確かな学力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学進学率の水準は向上したが、高校教育の成果の観点から計画に盛り込むべきことがあるのでは。</li> <li>・学校段階が上がるほど、やり方を教えて練習する授業スタイルが多くなる。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒【高校における確かな学力を論点に追加】</li> <li>・高校教師が小中の授業を参観して義務教育の指導を把握すべき。(再掲)</li> </ul>
③義務教育段階における、身体運動の教育的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力・体力・心の相関関係を裏付けるものはない。論じること慎重であるべき。</li> <li>・体を動かすことで脳の機能が活性化される。</li> <li>・幼児期、低学年位までの子どもは身体運動によって他者とのコミュニケーションにつながる。</li> <li>・子どもの体力低下の原因は6～7歳頃までの成長過程での運動量の減少がある。</li> <li>・交通事故、テレビゲームなど生活環境の変化により戸外遊びが減少。</li> <li>・子どもの外遊び、運動あそびを促進するため周囲の支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒【身体運動の教育的効果に論点修正】</li> <li>・10歳までに体を動かしたり他者と会話する機会を創り出す支援をする。</li> <li>・全体的なまちづくりとして、子どもや大人のたまり場、戸外活動の場を創り出す。</li> <li>・子どもを遊ばせるプロのような地域人材の活用が大切。</li> <li>・家庭では保護者が、学校では教師が子どもたちと一緒に運動する。</li> </ul>
学校力関係		
④義務教育の学校の効果的・効率的な運営、学校組織マネジメント【組織マネジメント】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機感を持って、変化に対応できる学校運営を真剣に考える必要がある。</li> <li>・校長の学校運営方針が浸透する組織をどうやって作るかが課題。</li> <li>・子どもを立派に育て、社会に送り出すという意味で、学校の顧客は保護者であり企業である。</li> <li>・教師は24時間自分の学級の子どもが気になるので、仕事の整理は簡単でない。</li> <li>・教員評価の導入は、目標設定による個々の教師の意識付けと振り返り等の面で有効。</li> <li>・組織マネジメントの重要な要素として、教職員間のコミュニケーションがとれているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長が学校運営の方針を保護者や地域住民に徹底して伝え、理解を得る。</li> </ul>

論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
④義務教育の学校の効果的・効率的な運営、学校組織マネジメント【外部との連携】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の問題は家庭に原因がある場合が多く、学校が入り込めない。</li> <li>・情報教育や倫理教育等の「〇〇教育」で学校の役割は豊かになるのか。多くを抱え込むと浅くならざるを得ない。</li> <li>・外部セクターを活用しようとするれば、むしろ学校は忙しくなる現実がある。</li> <li>・キャリアカウンセリングの機能を教員に負わせることは負荷がかかりすぎる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉行政が教育と連携して家庭をサポートすることが有効。</li> <li>・NPO、ボランティア、企業等外部セクターの力を取り込む。</li> <li>・校外の専門家(キャリアカウンセラー)を活用する。</li> </ul>
⑤義務教育における教師の資質【ミッション、教師像】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県の教員募集で求めている教師像では、本県がどのような児童生徒を育てたいのが見えない。</li> <li>・長野県のため生き生きと働き、地域の活性化に資する人材を育てることが教師のミッションではないか。</li> <li>・長野県は教師が、地域を愛し地域を語る子どもを育てるということを心に秘め教育の柱としている県だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県教育のミッションを明確に示して、現場は教師の自由度を上げる。</li> </ul>
⑤義務教育における教師の資質【教員養成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学(教育学部)では、地域を愛していると感じられる学生が減り、線の細い学生が増えている。</li> <li>線の細い大学生を採用後の研修で太くすることは簡単でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学で泥臭いことを多くやらせる等の工夫も必要。</li> </ul>
⑥、⑦義務教育における教員研修(OJT、研修機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事の役割があまり知られていない。もっとPRLしたら。</li> <li>・教員研修を受け入れる民間企業として、先生は発想や考え方が硬いと感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事による講座(校内研修)は全教職員が同じ基盤で考えられるので有効。</li> <li>・教育現場以外での研修も重要。</li> </ul>
⑧市町村教委等との共同体制【教員人事】	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村への人事権移譲は、長野県に多い小規模自治体にとって非常に厳しい。</li> </ul>	



## 信州経済戦略会議 開催状況

### 1 第4回（平成23年6月21日）

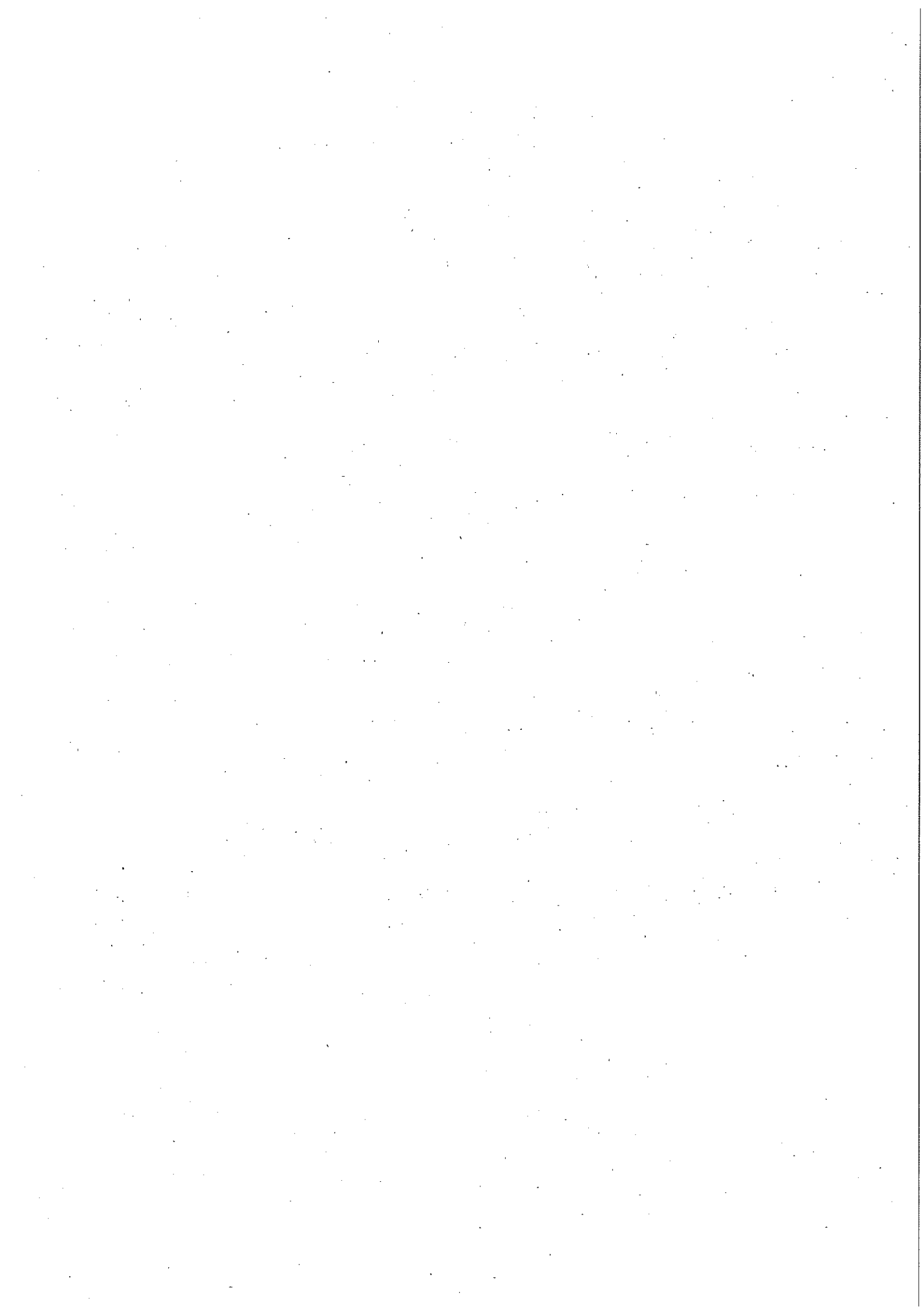
会議内容：省エネルギー・自然エネルギーの推進に関する飯田委員からの提言、意見交換

主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 原子力発電の削減が求められ、かつ、化石燃料を増やすことができない状況下においては、膨大な量があるとともに、唯一の持続可能なエネルギーである自然エネルギーを活用することが必然であり、国、自治体を挙げてその普及に取り組むべきである。</li><li>○ 自然エネルギーの普及の難しさを克服する技術の開発も進んできており、今後大きな産業になる。</li><li>○ 自然エネルギーの普及に取り組むに当たっても、どういうシステムで、だれが責任を持って、いくらのコストで、どんな成果を上げたのかをはっきりさせる体制を作ることが大事である。</li><li>○ 今までの石油、石炭から、どのようなプロセスで自然エネルギーへ切り替えていくのが非常に重要である。自然エネルギーのデメリットにも着目しながら、産業政策とのバランスが取れた形での議論を進めていく必要がある。</li></ul>
------	--

### 2 第5回〔分科会方式〕（平成23年10月3日）

会議内容：外国人旅行者の誘致に関する意見交換

主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林業、教育、日本文化といった各方面の関係者の協力の下に、学習旅行のコンテンツを充実させる必要がある。</li><li>○ 相手国のニーズを見極めた上で、それに応じた内容、方法でアピールする必要がある。</li><li>○ 県と市町村との連携が足りない。各地域の取組について、広域的な観点からのコーディネート、ネットワーク化が必要である。</li><li>○ 誘致に重点的に取り組む国をもう少し絞った方が良い。</li><li>○ 県内の特色ある産業と結び付けるなど、積極的に国際会議の誘致に取り組むべきである。</li></ul>
------	--





# 長野県行政・財政改革方針(仮称)骨子案の概要

平成23年(2011年)10月

## 第1 新たな行政改革・財政改革が目指すもの

### I 行政改革・財政改革の必要性

社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するためには「行政にこそ変化が必要」であり、そうした行政運営を実現する「行政・財政基盤の確立」が不可欠

- 1 多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる効果的・効率的な行政運営体制の確立
- 2 多様な活動主体による新たな公共の担い手の展開に対応した行政運営
- 3 地方分権の進展に伴う市町村との連携体制の構築
- 4 新たな総合5か年計画を着実に実行するための行政・財政基盤の確立

### II 改革の基本理念

#### ○基本理念

多様化する行政ニーズに対応して県民に質の高いサービスを提供し続ける仕組みづくり  
県民サービスの充実や職員・組織の持つ力を最大限に発揮できるような仕組みづくり(質の向上)  
に力点を置くとともに、組織や事務事業の見直しなど限られた資源の有効活用(量の最適化)も継続

#### 【改革の目指す姿】

県民とともに考え行動し、挑戦し、成果にこだわりを持ち、  
先見性と迅速性を重視し、目的と手段を混同せず、  
「県民の笑顔」を活力に、長野県らしく、  
「熱い組織」「熱い職員」を目指し、改革に取り組みます。

#### ○取組の5つの柱

##### 1 県民参加と協働の推進

県が提供する行政サービスを県民参加と民間との協働により充実して提供する仕組みづくり

##### 2 人材マネジメント改革

県民の視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員の育成

##### 3 行政経営システム改革

時代の要請や県民のニーズに柔軟に対応し絶えず現状を改善する機動的な行政経営の仕組みづくり

##### 4 財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるための持続可能な財政構造の構築と財政健全化の取組

##### 5 地方分権改革

地方分権を見据えた県の役割の明確化と国、市町村とのより適切な連携・協力関係の構築

### III 職員に期待される改革姿勢

職員一人ひとりの意識や姿勢が、県組織全体としての成果につながるよう取り組む

- 「変える」意識を持つ      ○「集中」して「結果」を出す      ○自ら「聴き」共に「創る」  
○ 適時適切・積極的な「情報公開」      ○「専門性」を自らのものに

### IV 推進期間

平成24(2012)年度～平成28(2016)年度 (5年間)

## 第2 具体的な取組内容

### I 県民参加と協働の推進

県民参加と民間等との協働により充実した県民サービスを提供します。

#### 1 県民協働の推進

##### (1) 県民協働による新しい公共の推進

行政が公的サービスの提供を担うのに加え、県民、NPO、企業などとの協働を進め、連携して地域のニーズに対応していくことにより、一層質の高いサービスの提供や地域課題の解決を図ることを目指します。

##### (2) 担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携

地域社会における協働の重要な担い手であるNPO等の活動基盤の強化を図るため、「新しい公共支援・推進事業」の重点的な取組により、収入基盤の強化や人材育成に取り組みます。

①活動基盤の強化、②NPO等への支援を行う組織（中間支援組織）との連携強化

#### 2 県民参加による対話型の行政運営

##### (1) 広報活動の推進

県民の県政に対する理解を深め、県政への積極的な参加と協働を推進するとともに、県民と情報を共有化するため、様々な媒体を活用して適時適切な広報を実施します。

##### (2) 広報・情報発信の充実と効果の検証

誰もが利用しやすく、わかりやすいホームページを構築するとともに、広報誌、新聞掲載、インターネットなどを活用して積極的に情報提供を行います。

①県民目線のより効果的な情報発信、②情報発信力の強化

##### (3) 県民の声の行政運営への反映

県民の意見を県政に反映させるため、広聴事業の充実や県民の意見・苦情の組織内共有、政策づくりへの県民参加の推進などに取り組みます。

①広聴事業の充実、②県政に対する意見・提案の活用、③政策づくりへの県民参加の推進、④県民満足度調査の実施、⑤審議会等の活性化

### II 人材マネジメント改革

県民視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員を育成します。

#### 1 意欲と能力のある人材の育成と確保

##### (1) 長野県人材育成基本方針の見直し

職員の意欲と能力を最大限に引き出し、県政課題に積極的かつ柔軟に対応できる人材を育成するための基本的方針の見直しを行うとともに、多様化・複雑化する環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成します。

##### (2) 女性職員の登用

将来の管理職への登用につながる係長級や課長補佐級への女性職員の登用を積極的に進めます。

### (3) 職員のワークライフバランスの推進

男性職員を含む育児休暇の取得促進を図るなど、職員がその意欲と能力を最大限発揮できるようワークライフバランスの推進に努めます。

### (4) 人材の確保

県の施策をより効果的・効率的に推進していくため、任期付き職員や外部アドバイザーのより有効な活用を進めるとともに、社会人経験者の採用などにより多様な人材の確保に努め、組織全体の活力を高めます。

## 2 人事評価制度の実効性ある運用

### (1) 制度運用の見直し

職務遂行に関する能力や、業績に関する評価を行う「人事評価制度」については、評価結果が給与や任用等に適切に反映され、職員のモチベーションが更に高まるよう、制度運用の見直しを行います。

### (2) 制度を活用したコミュニケーションの促進

評価制度を活用し上司と部下のコミュニケーションを図り、組織目標を共有しながらいきいきと働くことができる職場づくりを推進します。

## 3 給与制度の適切な運用

勤務実績を給与に反映させるため、人事評価制度と連動した給与制度の運用に引き続き取り組みます。

## Ⅲ 行政経営システム改革

時代の要請や行政ニーズに柔軟に対応し、組織や事業、仕事の仕方を改善する行政経営の仕組みを構築します。

### 1 組織風土の変革

#### (1) 風通しのよい職場づくり

それぞれの職員が、前例踏襲や法令墨守ではなく、新しいことに対して意欲的に挑戦し、すべての職員が活躍できる風通しのよい組織風土づくりに取り組みます。

#### (2) 職員の意見や提案の活用

職員の積極的な発想や創意工夫による提案の事務事業見直しへの反映をルール化し、全庁的に展開する仕組みを構築します。

①積極的な提案を行う環境づくり、②提案の反映のルール化

#### (3) 現地機関の声が反映される仕組みづくり

地域の課題や方向性を踏まえた現地機関の声がより施策に反映される仕組みを構築し、現地機関と本庁が一体となった業務運営に取り組みます。

### 2 しごと改革(業務の生産性の向上)

#### (1) 事務事業の不断の見直し

公開性の確保、外部の視点などの観点を踏まえ、現行の政策・事務事業評価制度との関係も考慮しつつ、主体的・継続的に事務事業を点検する仕組みのもとに、積極的な事務事業の見直しを行います。

## (2) 業務の改善・効率化

会議の活性化やプレゼンテーション方法の統一化などの業務改善の実践に取り組むとともに、業務マニュアルの整備・充実やミーティングの活用などの継続的な改善に取り組みます。

①仕事の仕方の最適化、②ICTの活用、③業務の集約化、④県民サービスの改善

## 3 アウトソーシングの推進

### (1) 指定管理者制度の導入

民間企業等の能力やノウハウを活用しながら、県民サービスの向上を図るとともに、管理運営経費の縮減が期待できる指定管理者制度について、可能なものから順次導入していきます。

### (2) 地方独立行政法人化

県とは別法人格を有する組織が公共サービスを提供し、業務効率やサービスの向上が期待できる地方独立行政法人について、導入の検討を進めます。

### (3) 業務の民間委託の推進

県が自ら行うべきかどうかという視点で業務を再点検し、民間委託することによる民間企業等の活力の高揚と雇用の創出などの視点から、可能なものについて順次実施していきます。

## 4 ファシリティマネジメントの推進

経営的な視点で全ての県有財産を総合的に管理し活用していく「ファシリティマネジメント」の考え方を取り入れた「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を策定し、県有財産の総合調整・総合利活用に向けた取組を推進するための仕組みづくりを進めます。

(1)県有財産の有効活用、(2)県有財産の総量縮小、(3)県有施設の長寿命化

## 5 県組織の見直し

### (1) 本庁組織の見直し

これまで実施してきた本庁組織の見直しの成果、新たな総合5か年計画や、行政需要の変化などを考慮した上で、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本としつつ、必要に応じて見直しを行います。

①組織の見直し、②部局横断的・新たな行政課題への対応

### (2) 現地機関の見直し

県政を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、県としての設置の必要性、役割の強化、住民の利便性確保の視点などから、現地機関のあり方を検討し、関係者の理解を得ながら必要に応じて見直しを行います。

### (3) 県有施設のあり方の検討

利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、引き続き市町村への譲渡や民間団体への移管を進めます。

### (4) 公営企業のあり方の検討

平成15年に策定された「企業局事業の民営化計画」に基づく取組を進めます。なお、電気事業については、エネルギーを取り巻く環境の変化等を踏まえ、改めてあり方の検討を行います。

### (5) 教育機関のあり方の検討

教育委員会において、高等学校再編整備の実施や更なる検討、教育機関等のあり方の検討を行います。

### (6) 警察組織のあり方の検討

県警察では、これまで警察署の統廃合を始めとした組織再編を行っており、引き続き適正な業務管理を踏まえた警察組織のあり方を検討していきます。

## 6 定員の適正化

### (1) 定員適正化計画の策定

持続可能な財政運営等を図るため、事務事業や施設のあり方等を大胆に見直し、引き続き職員数の削減に取り組みつつ、メリハリのある定員適正化計画を策定します。

### (2) 人的資源の有効活用

新たな課題に的確に対応するため、事務事業の見直し等と連動した「スクラップ・アンド・ビルド」を行い、少数精鋭で効果を挙げる組織運営を行います。

### (3) 非常勤職員の活用と適正な管理

県の行政サービスの提供に当たり様々な業務に従事している非常勤職員について、有効活用を図るとともに、職員数の適正な管理に努めます。

## 7 外郭団体の見直し

### (1) 改革基本方針の見直し

社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、包括外部監査の結果なども踏まえ、基本方針が現状にそぐわなくなっているなど方針を見直す必要がある団体については、見直しを行います。

①基本方針の見直し、②外郭団体に対するチェック体制のあり方についての検討

### (2) 県の関与の見直し

改革基本方針に基づき、県の人的・財政的な関与について、団体の経営状況を踏まえ、引き続き見直しを行い、最適化を図ります。

## IV 財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるため、歳入確保、歳出削減による持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、将来負担を抑制し財政の健全化に取り組みます。

### 1 歳入確保の取組

#### (1) 新たな歳入確保

ネーミングライツ(県有施設の命名権)や広告収入など新たな自主財源の確保に向けて、これまでの取組の拡大や新しい仕組みの導入など新たな発想で全庁を挙げて積極的に取り組みます。

①ネーミングライツの積極的導入、②広告収入の確保、③寄付金収入の確保

#### (2) 県税収入の確保

産業の活性化により中長期的観点から県税収入の確保に努めるとともに、滞納整理の強化による未収金の削減や県独自の税の検討を進めます。

①産業活性化による税収確保、②徴収率の向上に向けた取組強化、③県独自の税の検討



### (3) 受益者負担の適正化

新たな手数料等の設定や定期的な金額の見直し、減免基準の見直しを行います。また、未収金縮減の目標を設定し、滞納者に対して厳正な対処を行うなど未収金縮減の取組を強化します。

①使用料・手数料の見直し、②減免規定の見直し、③税外未収金縮減の取組

### (4) 県有財産の有効活用

未利用土地・建物の売却、貸付けなどを積極的に推進するとともに、知的財産の活用などに積極的に取り組みます。また、基金を効率的に運用し利子収入の確保に努めます。

### (5) 臨時的財源の活用

特別会計の内部留保資金の一般会計への繰出しを徹底するとともに、特定目的基金の活用により財源を確保します。

①特別会計の内部留保資金の活用、②特定目的基金の活用

## 2 歳出削減の取組

### (1) 抜本的な事業見直し

限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を抜本的に見直す必要があります。県が真に果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、聖域なく徹底した見直しを毎年度実施します。

①役割分担の明確化、②事業の必要性・有効性の検討、③事業の効率性の検討、④事業の終期設定、⑤県単補助金の見直し、⑥協議会等負担金の見直し、⑦投資的経費の効果的配分とコスト縮減、⑧内部管理経費の徹底した節減、⑨効率的な予算執行

### (2) 人件費の縮減

県民協働やアウトソーシングの推進、人材マネジメント改革、行政経営システム改革など役割分担の明確化や効率的な行政運営に向けた取組により、人件費の縮減を図ります。

### (3) 公債費の縮減

依然として高い水準にある公債費の縮減に向けて、引き続き、県債発行の抑制や元金償還の平準化、利子負担の軽減など中長期的に取り組めます。

## 3 改革の効果と財政見直し

(1) 歳入確保・歳出削減の効果額

(2) 財政見直し（平成24～28年度）

平成24年度当初予算編成を踏まえた財政見直しなどを作成し、方針(案)の段階で記載します。

## 4 財政健全化に向けた取組

(1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見直し

(2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減

県債発行については、国の地方財政計画による臨時財政対策債の発行規模などを注視しつつ、可能な限り発行抑制に努めていきます。また、県債残高については、地方の財源不足を過度に臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求めつつ、中長期的な視点で縮減を図ります。

<県債ごとの発行の考え方>

○臨時財政対策債

「臨時財政対策債」は、国税等の減少により不足する地方交付税の振替えとして国から割り当てられるため全額を発行せざるを得ません。地方の財源不足を過度に臨時財政対策債に依存しない地方財政制度の確立を今後も国に強く要請していきます。

○建設事業債

「建設事業債」は、世代間負担の公平を図るため、社会資本整備の財源として活用しますが、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、今後の当初予算における発行額は、原則として平成23年度当初予算額の範囲内とし、毎年度の予算編成の中で発行の抑制に努めます。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用します。

〔建設事業債の平成23年度当初予算額 592億円〕（公共投資臨時基金活用前の額）

○退職手当債、行政改革推進債

「退職手当債」及び「行政改革推進債」については、極力発行の抑制に努めます。

5 県民や地域の声の反映と情報共有

(1) 県民や地域の声の予算編成への反映

予算要求時点での主要事業などの公表、県民意見の募集、査定経過の公表など、県民や地域の声を反映するため、透明性の高い予算編成に向けた取組を今後も続けていきます。

地域の特性を生かした取組などを予算編成に一層反映するため、地方事務所長が地域課題に対応した施策を取りまとめて提案する仕組みを平成24年度から導入します。（平成23年度は試行的に実施）

(2) 財政情報の公表

新たに補助金等一覧表を公表するなど、県財政の状況や予算・決算情報などを公表します。また、毎年度の当初予算編成にあわせて、その時点での中期的な財政見通しを作成して公表していきます。

V 地方分権改革

個性豊かで活力のある地域社会を実現するため、地方が自らの判断と責任により自主的・自立的な行政運営を担う、地方分権改革を推進します。

1 国から地方への事務権限の移譲

(1) 国の出先機関の原則廃止への対応

公共職業安定所（ハローワーク）や直轄道路の移管について、国における十分な財源措置を前提とした上で、知事会と連携を図りながら、その実現に努めます。

(2) 国の事務・権限の受入れ

国出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の受入れについて、まずは可能な限り県単独で受け入れることを前提として取り組みます。

2 長野県独自の自治の検討

専門性の高い業務において事務処理を行う機関の共同設置などについて市町村とともに研究を進め、県・市町村双方の機能強化や行政コストの削減などに取り組みます。

3 市町村や近隣県との連携強化

観光振興、鳥獣被害対策など、広域的な取組を推進することで、県民サービスの向上や事業効果の高まりが期待される分野や、災害対応などについて、市町村や近隣県との連携強化を図ります。

### 第3 今後の施策展開

平成25年度からの5か年を計画期間とする新たな総合5か年計画の策定に向けて、現在検討を進めています。長野県の発展に向け様々な施策を着実に推進するためにも、本方針に基づき、県民サービス向上のための仕組みづくりや安定した行政・財政基盤の構築に向けた取組を進めます。

### 第4 国への提言

#### I 地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し

- 1 市町村、都道府県、国の役割を踏まえた権限移譲
- 2 義務付け・枠付けの更なる見直し

#### II 地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立

- 1 一般財源総額の確保・充実
- 2 臨時財政対策債の段階的縮減・廃止

#### III 国庫補助制度等の改善

- 1 全国的な課題に対する国での制度化や財源確保
- 2 超過負担の解消や制度改正に伴う確実な財源措置
- 3 経済対策関連基金事業の終了に伴う適切な措置

### 第5 方針の実施に当たって

#### I 県民、市町村、団体等の意見の反映

今回の取組内容は、県民生活や市町村行政とも密接に結びついているため、今後も県民・市町村・団体等への十分な情報提供や意見交換をしながら実施していきます。

本庁部局や現地機関の大規模な見直しや外郭団体のあり方の見直しなどについては、必要に応じ審議会等の御意見を聞いた上で、実行に移していきます。

#### II 推進体制、実施状況の公表

知事を本部長とする「行政・財政改革推進本部」において取組の進捗管理を行い、毎年度、実施内容や達成状況等を取りまとめて公表します。

#### 〔参考〕

##### ○今後のスケジュール

10月28日(金) 意見募集(県民、市町村、団体等) <~12月9日(金)>

11月 ~ 寄せられた意見等を踏まえ、取組の追加や具体化を検討  
・取組の具体化、実施スケジュールを検討し、「改革工程表」を作成  
・組織定数の検討や当初予算編成を踏まえ、「定員適正化計画」「財政見通し」を作成

(平成24年)

2月 方針(案)の決定<当初予算案、組織改正案の公表と同時>  
・具体的な内容を盛り込んだ「改革工程表」「定員適正化計画」「財政見通し」を追加

意見募集(県民、市町村、団体等) <~3月>

3月 方針の決定